

マイナンバーカード出張申請受付のご案内

市役所へ行かずにマイナンバーカードが作れます！

◆出張申請の流れ



①出張申請のお申し込み

- 施設等の担当者様が市民課へ出張申請を申し込み。



②出張申請受付

- 施設等に市民課職員がお伺いして申請を受け付けます。その際に写真撮影も行います。



③カード受け取り

- カードが出来上がりましたら施設等にお届けいたします。

◆出張申請受付に必要なこと

- 申請者が概ね5名以上見込まれること。
- 申請者は成田市に住民登録があること。
- 申請日当日にご本人の写真撮影ができること。
- 受付会場及び机・椅子・写真撮影場所(無背景となる場所)の確保ができること。(※申請者のお身体の具合によってベッドでの写真撮影も可能です。)

◆申し込み方法

- 申し込みをされる場合は、電話またはメールで下記までお問い合わせください。TEL : 0476 - 20 - 1525 (市民課直通)
Mail : shimin@city.narita.chiba.jp



◆受付時に必要な本人確認書類(申請者ご本人のもの)

- A書類2点 または A書類1点 + B書類1点
- A書類がない場合は、B書類2点 + 回答書が必要です。

※本人確認書類が揃わない場合は、市民課にご相談ください。

官公庁発行の顔写真付きのもの	
A書類	運転免許証、パスポート、障がい者手帳、在留カード 等
B書類	「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されているもの 加入している健康保険の資格確認書、介護保険証、年金手帳、学生証、医療受給者証等

◆当日写真撮影する際の注意点

- 帽子やサングラス等の顔や頭が隠れる装飾品等は基本的には不可ですが、医療上の理由等がある場合はご相談ください。